

「保護預り約款」の新旧対照表

(下線部は変更部分)

旧	新
(保護預り証券の保管方法及び保管場所) 第 3 条 (省略) (1) (省略) (2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。 (3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。 (4) (省略) (混蔵保管等に関する同意事項) 第 4 条 前条の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 (1)・(2) (省略) (混蔵保管中の債券の<u>抽せん</u>償還が行われた場合の取扱い) 第 5 条 <u>混蔵</u>して保管している債券が<u>抽せん</u>償還に<u>当せん</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。 (お客様への連絡事項) 第 9 条 (省略) (1) (省略) (2) <u>混蔵保管</u>中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額 (3)・(4) (省略) 2～4 (省略) (償還金等の代理受領) 第 11 条 保護預り証券の償還金 (<u>混蔵保管</u>中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。	(保護預り証券の保管方法及び保管場所) 第 3 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。 (3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。 (4) (現行どおり) (混合保管等に関する同意事項) 第 4 条 前条の規定により<u>混合</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 (1)・(2) (現行どおり) (混合保管中の債券の<u>抽選</u>償還が行われた場合の取扱い) 第 5 条 <u>混合</u>して保管している債券が<u>抽選</u>償還に<u>当選</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。 (お客様への連絡事項) 第 9 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) <u>混合保管</u>中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額 (3)・(4) (現行どおり) 2～4 (現行どおり) (償還金等の代理受領) 第 11 条 保護預り証券の償還金 (<u>混合保管</u>中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

2020 年 4 月 10 日改定

「外国証券取引口座約款」の新旧対照表

(下線部は変更部分)

旧	新
(外国証券の混蔵寄託等) 第4条 お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、<u>混蔵</u>寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混蔵</u>寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 3 前項により<u>混蔵</u>寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。 4 (省略) (寄託証券に係る共有権等) 第4条の2 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混蔵</u>保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。 2 (省略)	(外国証券の混合寄託等) 第4条 お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、<u>混合</u>寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混合</u>寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 3 前項により<u>混合</u>寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。 4 (現行どおり) (寄託証券に係る共有権等) 第4条の2 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混合</u>保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。 2 (現行どおり)

2020年4月10日改定

「ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」の新旧対照表

(下線部は変更部分)

旧	新
(保 管) 第5条 この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において<u>混蔵</u>して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再寄託することがあります。 2 (省略)	(保 管) 第5条 この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において<u>混合</u>して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再寄託することがあります。 2 (現行どおり) 2020年4月10日改定

「投資信託自動けいぞく投資約款」の新旧対照表

(下線部は変更部分)

旧	新
(保管) 第6条 この約款によって買付けられた投資投信は、これを他の申込者の投資投信と<u>混蔵</u>して保管いたします。 2 (現行どおり) 3 前各項により<u>混蔵</u>して保管する投資投信については、次の事項にご同意いただいたものとして取り扱います。 (1) (省略) (2) (省略) 4 (省略)	(保管) 第6条 この約款によって買付けられた投資投信は、これを他の申込者の投資投信と<u>混合</u>して保管いたします。 2 (現行どおり) 3 前各項により<u>混合</u>して保管する投資投信については、次の事項にご同意いただいたものとして取り扱います。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) 4 (現行どおり) 2020年4月10日改定